

公費負担医療対象者の高額介護サービス費の算定誤りについて

介護保険では、要介護者等が1か月に支払った利用者負担が一定の上限額を超えたときは、高額介護サービス費として超えた分を払い戻します。

この度、公費負担医療対象者の高額介護サービス費の算定に誤りがあったことが判明しましたので、経緯及び対応等について下記のとおりご報告いたします。

記

1. 経緯

昨年12月に、国から、一部の保険者で公費負担医療対象者の高額介護サービス費の算定誤りが発生したことから、当該算定事務が適切に行われているか確認するよう通知がありました。

確認の結果、本市が使用するシステムにおいて、公費負担医療対象者が訪問看護等の介護保険サービスを利用し本人負担分があった場合、その本人負担分が高額介護サービス費の算定に含まれない誤った仕様になっていることが判明しました。

先月30日に修正プログラムを適用し、追加支給の対象者及び金額を確定するとともに、本年4月分からの高額介護サービス費については正しく算定しています。

2. 追加支給対象

対象期間 令和元年12月～令和4年3月利用分

※介護保険法第200条において消滅時効は2年と規定

対象者 24名

対象金額 173,002円

3. 対象者への対応等

対象となる24名の方に対しては、今月中にお詫びと本件内容を説明する文書を送付し、来月中に追加支給する予定です。また、本件については市のホームページで公表いたします。

<参考>

高額介護サービス費にかかる所得別の自己負担の上限額（月額）

利用者負担区分		利用者負担上限額
生活保護受給者		15,000 円（個人）
世帯全員が住民税非課税		24,600 円（世帯）
	・ 高齢福祉年金受給者	24,600 円（世帯）
	・ 前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が 80 万円以下の人	15,000 円（個人）
住民税課税世帯		44,400 円（世帯）
現役並み所得相当 の人がいる世帯	年収約 383 万円以上約 770 万円未満の人	44,400 円（世帯）
	年収約 770 万円以上約 1,160 万円未満の人	93,000 円（世帯）
	年収約 1,160 万円以上の人	140,100 円（世帯）